

猟銃所持までの手続き上の流れ ～ 初めて猟銃を所持する場合～

1 猟銃等講習会の受講

- (1) 猟銃等講習受講申込書を住所地を管轄する警察署に提出します。
- (2) 指定された日に猟銃等講習会を受講します。

講習会の最後に考査が実施され、その考査に合格された方には、「講習修了証明書」が交付されます。

2 射撃教習資格の認定申請

- (1) 射撃教習を受けようとする方は、住所地を管轄する警察署に射撃教習受講資格の認定申請をします。
- (2) 資格のある方として認定されれば、「教習資格認定証」が交付されます。
- (3) 住所地を管轄する警察署に、射撃教習を受けるための猟銃用火薬类等譲受許可申請をし、「猟銃用火薬类等譲受許可証」の交付を受けます。
- (4) 火薬類販売店で、「猟銃用火薬类等譲受許可証」を提示し、猟銃用火薬类等を譲り受けます。
- (5) 教習資格認定証を教習射撃場の管理者に提示し、射撃教習の受講申し込みを行います。

射撃教習を受講して考査に合格された方には、「教習修了証明書」が交付されます。

3 猟銃等所持許可の申請

- (1) 所持しようとする猟銃について、猟銃等販売事業者等から猟銃の譲渡等承諾書の交付を受けます。
- (2) 住所地を管轄する警察署に、銃砲所持許可申請をします。
(この時に、講習修了証明書、教習修了証明書を提示します)
- (3) 許可された方には、「猟銃・空気銃所持許可証」が交付されます。

4 猟銃の譲り受けと確認

- (1) 許可された方は、猟銃・空気銃所持許可証を譲渡者（銃砲店等）に提示して猟銃を譲り受けます。
- (2) 猟銃を譲り受けたら、猟銃を受け取った日から14日以内に住所地を管轄する警察署へ猟銃を持参し、許可を受けた猟銃であることの確認を受けます。

申請される時は、事前に住所地を管轄する警察署の生活安全課又は刑事生活安全課へお問い合わせ下さい。

